



SB36・AWGハイライト

2012年 5月 15日 火曜日

京都議定書附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会 (AWG-KP) が5月15日午前には開幕し、午前と午後にかけてUNFCCCの長期的協力行動に関する特別作業部会(AWG-LCA)の開会プレナリーが行われた。また、AWG-KPや実施に関する補助機関 (SBI)、科学的・技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)の下で、各種コンタクトグループの会合や非公式協議が午前と午後に行われた。

AWG-KP

組織的事項: AWG-KPの Madeleine Diouf議長(セネガル)がCMP 7の重要な成果を強調し、この勢いに乗ってAWG-KPの作業を完了させ、ドーハで開催されるCMP 8での採択を目指すよう締約国に呼びかけた。議題および作業構成(FCCC/KP/AWG/2012/1 and 2)が採択された。

附属書I国の更なる約束: AWG-KP のDiouf議長がAWG-KPの作業はCMP 8で終了することが規定されていると念を押した上で、数値化された排出抑制・削減目標 (QELRO) (FCCC/KP/AWG/2012/MISC.1 and Add.1)、割当量単位の繰り越し (AAU)、第2約束期間の長さの規定を含む京都議定書の改正案など、AWG-KPの任務を遂行するための検討事項を挙げた。

附属書I国の更なる約束に関するコンタクトグループを発足させることが合意され、AWG-KP 議長のDiouf とAWG-KP 副議長 Jukka Uosukainen (フィンランド)が共同議長を務めることとなった。AWG-KP のDiouf 議長は、第2約束期間を施行させる場合の法的側面について議論する必要があると指摘し、スピンオフグループを発足させる可能性があるとした。

開会ステートメント: アルジェリアは、G-77/中国の立場から、一部の附属書I締約国が未だに第2約束期間に向けたQELROに関する情報を提出していないとして懸念を示し、議定書と議定書に基づく柔軟性メカニズムを維持していくために約束期間の間に空白期間が生じないようにする必要があると強調した。

オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、AWG-KPがカタール会議までに議定書の第2約束期間に係る改正案を採択するという義務を全うしなければならないと強調した。スイスは、環境十全性グループ (EIG) の立場から、京都議定書が2012年以降も“途切れることなく継続”するため、法的問題を明確にして



おく必要があると強調した。EIGは、EUの支持を受けながら、第2約束期間は8年という期間に設定すべきだと述べた。また、EUは、AAU繰り越しと第2約束期間の長さに関する問題を解決する必要があると強調するとともに、第2約束期間中に自国の野心レベルを引き上げたいという締約国に対する簡易なプロセスを提案した。

ナウル共和国（AOSIS）、スワジランド王国（アフリカン・グループ）、ガンビア（LDC）はそれぞれ代表グループの立場から、第2約束期間を2013-2017年の5カ年とする案を支持し、それによって野心レベルを固定化してしまうことを防止し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書の知見にも対応できるようにすると主張した。また、2013年1月よりCMP 8が議定書の第2約束期間を施行、暫定的な適用を確実に実現できるようにするため、CMP 8で必要な改正案を採択するよう要請した。ガンビアは、LDCの立場から、第2約束期間への参加を確認していない附属書I締約国は議定書の柔軟性メカニズムへの参加を継続させるべきではないと主張した。

サウジアラビアは、アラブ・グループの立場から、附属書I締約国からの野心的な排出削減の約束を求め、第1約束期間と第2約束期間のあいだに空白期間を生じさせないようにするよう要請した。南アフリカは、AAU繰り越し問題や第2約束期間の長さといった懸案事項についてスポットを当てながら、ダーバン会議後に開催された非公式会議について報告し、“ダーバン会議の遺産がこれで終わるようなことはない”として会議出席者に対して建設的に作業をするよう求めた。

ボリビアは、ALBAグループの立場から、ダーバン会議が緩和の約束に係る先進国の政治的な意思の欠如に影響を及ぼすことはなかったと述べ、むしろ実現されることのない約束から離れていくような流れがみられたと指摘した。パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、先進国の野心レベルを改善する必要があると強調し、REDD+を運用化するため官民の資金を動員するよう提案した。

AWG-LCA

開会セッションでは、AWG-LCA議長のAysar Tayeb（サウジアラビア）がAWG-LCAの作業はCOP 18で終了と規定されていると念を押した。

関連するイニシアティブについての報告の中で、南アフリカは、2012年5月にドイツ・ボンで開催される非公式閣僚会合について言及し、ダーバン・パッケージを確実に実施し、建設的な取り組みを通じてプロセスを前進させる必要があると強調した。日本は、日本とブラジルが共同議長となり、東京で3月に開催された第10回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合について報告し、ドーハに期待する成果などの諸

問題が議論されたことを伝えた。インドは、交渉における衡平性の中心的な役割について強調しながら、4月にインド・ニューデリーで開催された「気候変動と衡平性に関するワークショップ」について報告した。ケニアは、2012年4月にケニア・ナイロビで開催された「気候変動に関する進歩的な行動のためのカルタヘナ・ダイアログ」について報告し、ダーバンプラットフォームや議定書の第2約束期間の問題、法的拘束力を有する新たな文書などについて取り上げた。

開会ステートメント: アルジェリアは、G-77/中国の立場から、衡平性、共通するが差異ある責任、歴史的責任について配慮しながらAWG-LCAの未決問題に対処するよう求め、議定書の第2約束期間の下先進国の約束は、議定書の締約国ではない先進国の比較可能な約束と匹敵するものでなければならないと述べた。

スイスは、EIGの立場から、更なる検討を必要とする諸問題について直ちに作業を開始すべきだと述べた。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、作業の重複を避け、議題を整理して目指すべき議題に専念するよう求めた。

ナウルは、AOSISの立場から、AWG-LCAの作業は緊急性と野心という大義を指針とすべきだと述べ、新たに設置された機関やプロセスがその役割を果たせるようにするための支援;長期的な世界の排出削減目標と世界の排出量のピークの特定; レビューの対象範囲の特定などが優先課題であると指摘した。

スワジランドは、アフリカン・グループの立場から、AWG-LCAは、バリ行動計画のすべての要素を網羅し、特に適応などのアフリカの喫緊のニーズを認識するような、包括的で公正かつ効果的な成果を出すべきだと述べた。

ガンビアは、LDCの立場から、緩和の野心のギャップ問題に対処する必要があると強調しつつ、未解決問題への懸念を示し、LDCおよびSIDS諸国が持続可能な開発のための経路に乗り出せるような機会の提供と中長期的な資金に関する“率直な議論”を求めた。

EUは、ダーバン・パッケージの要素すべてを前進させる必要があると強調し、カンクンとダーバンで出された決定について議論を再開するようなことはしないよう釘を刺した。また、2020年の誓約について取り組むための体系的なアプローチと依然として残る不確実性を明確にすることが必要だと指摘し、新たな市場メカニズムこそが全ての国から野心をとりつけるための触媒となるはずだとの所感を述べた。

ペルーは、多くの国々の声を代弁して、懸案事項の議論に集中するよう求めた。

ベネズエラは、ALBAグループの立場から、作成過程に偏りがあり、バランスを欠いているAWG-LCAのテキストをベースに作業するのは困難だと指摘した。エジプトは、アラブ・グループの立場から、AWG-LCA

議長は作業計画に対する支持を表明し、これまでのCOPで合意されたものは何か明確にし、単に他の機関に任せるのではなく、すべてのトピックに関する議論を完了させるよう求めた。

パプアニューギニアは、熱帯雨林諸国連合の立場から、COP 18によるREDD+メカニズム; 緑の気候基金におけるREDD+専用の融資窓口を含む実施のための資金供給; 新・市場メカニズムについて合意することが重要だと強調した。タジキスタンは、内陸部の山岳地にある途上国としての立場から、途上国全体に対する資金援助とキャパシティビルディングが重要だと強調し、水資源と生態系サービスに関心をもつよう求めた。

ホンジュラスは、中米統合機構の立場から、バリ行動計画に基づくAWG-LCAの任務を果たす必要があると強調し、COP 18までに完了しない要素について評価しなければならないと述べた。インドは、BASICグループの立場から、2トラック・アプローチの下でのデリケートなバランスを維持しなければならないと強調し、持続可能な開発への衡平なアクセスが重要だと主張した。ベラルーシは、経済移行国 (EIT) の立場から、EITの特殊事情について主張し、ドーハでEITのニーズに関する決議文を完了させるよう求めた。

組織的事項: 議題および作業構成 (FCCC/AWGLCA/2012/1 and 2) について、AWG-LCA議長のTayebがAWG-LCA議長自身が議長となる単独のコンタクトグループを設置する意図について説明し、決定書 2/CP.17 (AWG-LCAの作業の成果) に定められた通り5回のインセッション・ワークショップが開催される予定であると述べた。

その後、AWG-LCAの議題案と作業構成に関する議論が行われた。EUは、議題案は2012年中にも進展を図るため、AWG-LCAがCOP 17から使命を受けている諸問題についての認識がなかったと主張し、議題の中でバリ行動計画の要素が列挙されているのはCOP 13以降、何ら進展がなかったことを暗に示しているものだと述べ、様々な制度組織が新設されたことやAWG-LCAから補助機関 (SB) に幾つかの問題が移管されたことを考慮した議題になっていないと指摘した。スイスは、EIGの立場から、議題案に記された多くの項目はすでに対応済みのものであるとして、LCAの2012年の作業のやりかたを明確にすべきだと主張した。

中国、ボリビア、ベネズエラ、ニカラグアは、提案された議題案をそのまま採択することを支持した。

米国は、複数の問題を改めて取り上げることを危惧し、COP 17が具体的に指示した諸問題を検討するためのスピンオフグループを設置することを提案し、カナダ等の国々が同意を示した。また、それ以外の問題は単一のコンタクトグループの中で議論することも可能だと述べた。ニュージーランドは、COP 18に報告を返すことが明確に定められている問題だけを議論するべきだと述べた。

AWG-LCAのTayeb議長は、この議題は“議長本人”のものではなく、あくまでも議題の要素は締約国の合意を反映させたものであるとし、議題に記載された諸問題はそれぞれ議論の進度が違うことを享受してきたも

のであり、それらが議題の中に列挙されているからといって問題について再協議を行うということを意味するものではないと述べた。議長は、まずAWG-LCAの議題を採択した後で、単一のコンタクトグループを通じてAWG-LCAの作業を整理することを提案した。さらに、今から初回コンタクトグループを開催するまでの間に非公式協議を行って、作業構成について共通理解を深めることを提案した。

メキシコは、議題を採択せずにコンタクトグループでの作業を開始するよう提案し、米国がこれを支持したが、中国が反対した。

シンガポールは、COP 17により明示的に定められた問題を検討するスピノフグループの開催； 必要な場合には複数のスピノフグループを設置するなど、更なる作業についての決定ができるように単一のAWG-LCAコンタクトグループ内でその他の問題を検討すること； 暫定的に議題を採択することを提案し、多くの国が賛同の意を示した。

議題と作業構成については、AWG-LCA議長が非公式協議を行う予定。

コンタクトグループと非公式協議

国家適応計画 (SBI): 国家適応計画 (NAP) に関する非公式グループの会合が午前で開催された。同会合はオブザーバー組織にも開放された。

Richard Merzian共同議長 (オーストラリア)は、LDCにおけるNAPプロセス支援に関する統合報告書 (FCCC/SBI/2012/8)がグループ内の議論の出発点になると述べた。

バングラデシュは、G-77/中国の立場から、NAPに関するサブミッションの作業中であると伝えた。ガーナは、アフリカン・グループの立場から、全てのサブミッションに配慮する必要があると改めて主張した。ブータンは、LDCの立場から、各国のニーズや優先課題によって運用されるNAP； 短期的な適応から長期的な適応への自然な移行； LDC向けの個別の制度の立ち上げ等の優先課題を特定し、メキシコ、スーダン、ガーナ (アフリカン・グループ) 、バヌアツ (AOSIS) がこれに賛意を示した。

フィリピン、EU、ボリビアは、特にNAPに対する資金援助の拡充とアクセスのしやすさを強調した。オーストラリアは、LDC諸国への支援策について強調し、米国は適応分野の優良な実践事例に関する情報を共有する必要があると強調した。

共同議長がテキスト草案を作成する。

REDD+ (SBSTA): 午前のコンタクトグループ会合の後、締約国は午後に非公式会合を行い、各国の森林監視システムや測定・報告・検証 (MRV)の指針に関する意見交換を行った。国家森林監視システムについては、いくつかの締約国が監視する情報はREDD+実施国がそれぞれ選定すべきだとの意見を示し、各国ごとに適切

な緩和行動(NAMA)として適用可能なものと情報の整合性を図るべきだと主張した。ある締約国は、監視システムは段階的に構築すべきプロセスだと強調した。別の締約国は、非・市場的なアプローチについても検討すべきであり、生態系サービス等のその他の問題に関するデータも対象に含めるべきだと主張した。多くの締約国が、既存の各国のモニタリング制度を踏まえて同システムを構築すべきだと強調した。一方、方法論の問題についてはIPCCに対して追加情報の提供を要請することを提案したが、それはもっと後の段階になるまで有用ではないとし、ある締約国が反対の意を示した。堅牢で透明な監視制度づくりにはキャパシティビルディングが重要であると多くの国が主張した。

REDD+のMRVについては、NAMA向けのMRVとREDD+のMRVとの相互連携の可能性が注目された。

共同議長が締約国の見解を反映させたノンペーパーを作成する。

損失・損害 (SBI): 損失・損害に関する午後の非公式協議では、今後の方策について検討し、気候変動の悪影響に関連した損失・損害のリスク評価について意見交換を行った。非公式協議はオブザーバー組織にも開放されていた。

G-77/中国は、SBI 36の成果には、作業計画に関する結論書と地域別会合のための追加的指針ならびにドーハでの議論を促進するような結論書の付属書を含めるべきだとし、損失・損害に関する国際メカニズムには損失・損害の評価および対応に関する要素や条約の主導的役割についての要素を盛り込むべきだと述べ、損失・損害に対して一律のアプローチを講じることに警戒感を示し、気候変動の影響の地域的な違いを強調した。

東ティモールは、LDCの立場から、損失・損害のリスク評価に関する技術文書 (FCCC/TP/2012/1)を歓迎し、東京で2012年3月26-28日に開催された専門家会合に関する報告書(FCCC/SBI/2012/INF.3)が実質的な議論のための良いたたき台となると指摘した。また、キャパシティのギャップについては懸念を示した。

AOSISは、SIDSに対して支援が必要な分野を特定した。米国は、リスクの物理的決定要因と社会経済的な促進要因ならびに人間の脆弱性に関するデータが必要だと指摘し、リスク評価と損失・損害の評価を混同させることに警戒感を示した。

非公式協議が続けられる。

技術 (SBI/SBSTA): 午後からコンタクトグループの会合が行われ、Zitouni Ould-Dada (英国)と Carlos Fuller (ベリーズ)が非公式協議の議長を務めた。

非公式協議では、技術執行委員会(TEC)の報告書 (FCCC/SB/2012/1)および技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施に関するGEF報告書(FCCC/SBI/2012/9)の諸要素についての議論が行われた。

TEC報告書については、条約の内外での関連組織のアレンジとの連携に係るモダリティーについて“大雑把に過ぎる”との指摘があがり、相互の連携については、より具体的に記載するよう求められた。

GEF報告書については、技術移転試験プロジェクトにおける適応と緩和のアンバランスの問題；まだ評価の対象となっていない地域でもGEFが技術ニーズ評価を実施することの重要性；ポズナニ戦略計画を長期的に実施する上でGEFが直面する各種制約などを含めて、実施に関する進展状況を取り上げた。

共同議長が今週金曜までに結論書草案を作成する。

附属書I国の更なる約束 (AWG-KP): 午後のコンタクトグループ会合では、今後の方策がテーマとして取り上げられた。

オーストラリアは、炭素価格の設定など国内での取組の進展について伝えた。EUは、QELROに関して透明性が必要だと強調し、QELROのサブミッションについて各国がプレゼンテーションを行うことを提案し、セントルシア（AOSIS）の支持を受けた。スイスは、2012-2013年に間断なく移行させるためのテクニカルな問題に取り組むべきだと指摘した。

ボリビアは、先進国の約束の野心と第2約束期間の採択は単純にテクニカルな問題というのではなく、政治的な意思に依存する問題であると強調した。また、サウジアラビアの支持を受けながら、締約国が第2約束期間の約束をすることに同意しない場合どうするかという問題についても議論することを求めた。また、ボリビアは、プレゼンテーションの中で野心レベル引き上げの方法についても取り上げるよう提案した。

Sandea De Wet (南アフリカ)と Jürgen Lefevere (EU) が共同進行役となり、第2約束期間のQELROやAAU繰り越し問題、第2約束期間の長さの規定を含めた議定書改正案について集中的に議論するためのスピノフグループを設置することで意見が一致した。AWG-KPのUosukainen副議長が非公式協議の進行役を務める。

廊下にて

会議2日目、マリティムホテルの会議場ではAWG-KPとAWG-LCAの開会プレナリーが交渉の目玉であった。2つのAWGはドーハでの作業完了が予定されており、その役割を“ついに”全うさせるため甚大なるプレッシャーにさらされている。一方、参加者にとっては、AWG-LCAの開会プレナリーで中国政府の代表が話したように、両AWGの“尊厳死”を保障してやるのが課題となる。

AWG-KPでは素早く作業が開始されたが、AWG-LCAでは今後の方策について意見が分かれ、議題についての議論で行きづまりを見せていた。一部の非附属書I国が「バリ行動計画の要素をAWG-LCAの作業の基礎とするべきだ」と主張したのに対して、別の非附属書I国や附属書I国らはカンクンやダーバンからの成果を含



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Conference - May 2012
<http://www.iisd.ca/climate/sb36/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

めて“バリ以降の進化”を2012年のAWG-LCAの作業の基礎とすべきだとの見解を支持した。“議題は静的なものではない。これを固定的なものとして扱えば（これまでの議論から）3歩下がって、2007年のバリ会議以降、必死にやってきた作業のすべてを蔑ろにすることになる”と、先進国のある政府代表は言う。

一部の政府代表は、バリ行動計画の要素を今の段階で持ち出すのは、AWG-LCAについて“ドーハの死”を迎えさせることを嫌がっている国々の戦略ではないかと怪しんでいたが、バリのCOP 13でAWG-LCAが創設されてから合意に至った内容については多様な解釈が存在することを多くの参加者が認めており、こうした問題について議論することは可能だが全ての問題で結論に至る必要はないという感覚を共有していた。

AWG-LCAの開会プレナリーは午後7時にいったん中止された為、LCAの議題は未だ採択されていない。このあと、非公式協議が行われる予定だが、大会議場を後にする参加者からは、2011年4月のバンコクでは会議最終日まで議題に合意できなかった恐怖の一件が蘇り、ここボンにも“バンコクの亡霊”が忍び寄っているのではないかという不安の声が聴かれた。

他方、ADPや緑の気候基金（GCF）などの機関のポストの人事が廊下の熱い話題であった。多くのポジションに未だ空きがあるとの噂もあり、ポストによっては地域グループの中でも非常に物議を醸しているようだが、それが予定されている各種会合を遅らせる可能性もある。

GISPRI仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Joanna Dafoe, Cherrille Jackson, Elena Kosolapova, Kati Kulovesi, Ph.D., and Eugenia Recio. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), and the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU). General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Conference - May 2012 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.